

青森県麻しん・風しん対策会議設置要綱

(設置)

第1条 「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年12月28日付け厚生労働省告示第442号)及び「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年3月28日付け厚生労働省告示第122号)に基づき、関係機関が緊密に連携し、本県の麻しん及び風しんの排除に向けた活動の推進と麻しん及び風しん発生時の迅速かつ効果的なまん延防止対策を実施するため、青森県麻しん・風しん対策会議(以下「県対策会議」という。)及び地域麻しん・風しん対策会議(以下「地域会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 県対策会議及び地域会議(以下「会議」という。)は、次に掲げる事項について検討、協議及び連絡調整を行う。

- (1) 積極的な感受性者(未罹患患者、未接種者)対策に関すること。
- (2) 麻しん及び風しんの発生動向の把握及び評価に関すること。
- (3) 麻しん及び風しん発生時の迅速な対応に関すること。
- (4) その他必要な事項

(会議の構成)

第3条 会議は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 会議の進行を円滑に進めるため、議長及び副議長を1名ずつ設ける。
- 3 会議の議長は、県対策会議にあっては保健衛生課長が、地域会議にあっては保健所長がそれぞれ務め、副議長は議長が指名する。
- 4 議長は必要があると認めるときは、第1項の関係機関に限らず有識者及び関係者等を会議に出席させることができる。
- 5 会議の庶務は、県対策会議においては保健衛生課が、地域会議においては保健所が行う。

(会議の開催)

第4条 会議は議長の招集により開催する。

- 2 議長が欠けたときは、副議長がその職務を代行する。
- 3 議長、副議長とも欠けた時は、議長があらかじめ指定する者がその職務を代行する。
- 4 会議の所掌に係る事項は、会議の合議により決定する。なお、会議の開催によらず、持ち回り等により関係機関の同意が得られた場合には、前段の決定がなされたものと

みなす。

- 5 地域会議を開催した場合には、保健所はその概要について保健衛生課に報告するものとする。
- 6 地域会議は、県内における麻しん及び風しんの発生状況から、全県的な協議が必要と判断した場合は、県対策会議の開催を議長に要請することができる。

(緊急時対応に係る報告等)

- 第5条 第1条から第4条の規定に関わらず、地域における麻しん及び風しん発生時において、保健所が迅速なまん延防止対策を実施するために管内の一部の関係機関と初動会議を設置する等の場合にあつては、地域会議の関係機関及び保健衛生課に対し速やかに報告するものとする。
- 2 前項の規定に基づき、保健衛生課が報告を受理した場合には、必要に応じて県対策会議の関係機関に対し情報提供を行うものとする。

(雑則)

- 第6条 この要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項は議長が定める。

附則

この要綱は、平成20年9月5日から施行する。

附則(平成26年7月8日一部改正)

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

(別表)

区分	関係機関	
	県対策会議	地域会議
地域	地域会議(代表者もしくは推薦者)	市町村(予防接種・感染症業務担当)
保健医療	県医師会	各郡市医師会 その他必要と認めた機関
	県感染症発生動向調査企画委員会	
	その他必要と認めた機関	
教育	県PTA連合会	各郡市PTA連合会 各地区協議会 各市町村教育委員会 その他必要と認めた機関
	県高等学校PTA連合会	
	スポーツ健康課	
	その他必要と認めた機関	
福祉	県保育連合会	保育連合会各支部会 その他必要と認めた機関
	その他必要と認めた機関	
行政	総務学事課	保健所
	保健所	
	青森県環境保健センター	
	こどもみらい課	
	保健衛生課	